

報道関係各位

2020年10月1日(木)

北海道エアポート株式会社

## 旭川空港の空港運営事業開始について

北海道エアポート株式会社（本社：北海道千歳市、代表取締役社長：蒲生猛）は2020年10月1日から、旭川空港の空港運営事業（運航情報、保安防災、施設管理、灯火電気など）を開始いたします。

当社では本年4月以降、管理者の旭川市から座学訓練、実技訓練、現場OJTなど約6カ月間にわたり空港運営事業の引き継ぎを受けてまいりました。

今後、空港運營業務は当社の「旭川空港事業所」が担い、旭川市の職員によるご指導を頂きながら、安全・安心を第一とした空港運営に向け、全社一丸となって着実に取り組んでまいります。

### ▶ 旭川空港事業所

場 所	旭川空港内（旧旭川市空港事務所）
事業所長	北野 俊勝（旭川空港ビル株式会社専務取締役）
人員体制	18人体制（旭川市からの出向者を除く）

### ▶ これまでの経緯と今後のスケジュール

2019年	8月23日	会社設立
	10月31日	管理者（国、旭川市、帯広市、北海道）と実施契約締結
2020年	1月15日	7空港のターミナルビル会社等の運営を開始
	6月 1日	新千歳空港の空港運営事業を開始
	<b>10月 1日</b>	<b>旭川空港の空港運営事業を開始</b>
2021年	3月 1日	稚内、釧路、函館、帯広、女満別の5空港の空港運営事業を開始

### ▶ 着陸料割引制度の導入

2020年10月1日より、旭川空港に着陸料等割引制度を導入いたしますので、別紙の通りお知らせします。

※本リリースは旭川市政記者会および千歳記者クラブに配布しています。

< 本件に関するお問い合わせ >

総務・人事部 広報課 0123-46-2990（代表）

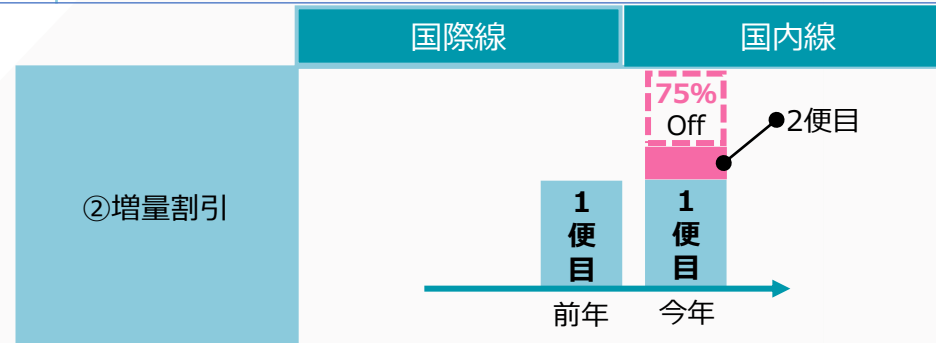
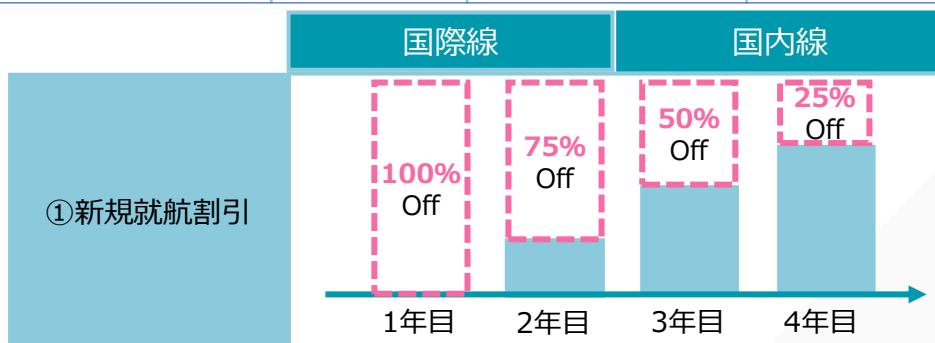
2020年10月1日より、旭川空港に着陸料等割引制度を導入し、航空ネットワークの拡充を目指します。

## 【導入する割引制度】

- ①新規就航割引：運航開始から4年間、段階的に割引を適用
- ②増量割引：対前年度増量分に対して、割引を適用

## 【制度内容】

	対象		割引率	適用条件
①新規就航割引	着陸料	国際定期便 国内定期便 (旅客・貨物)	1年目：100% 2年目：75% 3年目：50% 4年目：25%	・航空会社にとっての新規開設路線 ※運休または廃止から2年間経過していない路線を除く
②増量割引	着陸料	国際定期便 国内定期便 (旅客・貨物)	対前年度増量分の 75%	・算定期間と前年同期間を比較し、増量の場合に適用 ※機材の小型化が伴う増便は適用外 ※着陸回数増加を伴わない最大離陸重量増加のみは適用外



※着陸料等詳細については、旭川空港 空港供用規程 (URL : [https://www.hokkaido-airports.co.jp/airport\\_operation/](https://www.hokkaido-airports.co.jp/airport_operation/)) をご参照ください。